

北海道警察学校分校運用規程

北海道警察本部訓令第9号

昭和50年10月28日

改正 平成19年3月29日警察本部訓令第7号、27年3月23日第11号

北海道警察学校分校運用規程を次のように定める。

北海道警察分校運用規程

(目的)

第1条 この訓令は、北海道警察の組織に関する規則(昭和40年北海道公安委員会規則第2号)第43条の規程に基づき、方面本部所在地に置かれる北海道警察学校の分校(以下「分校」という。)の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(分校の名称)

第2条 分校は、当該方面名を冠して呼称するものとする。

(分校教養)

第3条 分校においては、別に定める北海道警察学校教養計画に基づき、当該方面管内に勤務する巡査部長又は巡査の階級にある警察官に対する次に掲げる教育訓練を行うものとする。

(1) 専科教養

(2) 新任幹部科教養

2 北海道警察本部長が必要と認めるときは、分校において、当該方面管内に勤務する現任の警察職員に対し、前項に定める教養以外の教育訓練を行うことができる。

(事務の特例処理)

第4条 分校の運用に関する事務のうち、次に掲げる事項については、当該方面本部長が第一次的にこれを処理するものとする。

(1) 分校の入退校者の通知及び記録に関する事務を行うこと。

(2) 分校に勤務する教職員について、日常の服務監督を行うこと。

(3) 分校の授業計画の作成及び授業の実施を確認すること。

(4) 分校に入学する学生の指導を行うこと。

2 方面本部長は、前項に掲げる場合のほか、当該分校の円滑な運用に関し、必要な協力をするものとする。

(内部組織)

第5条 分校に、次に掲げる班及び係を置き分校の運用に関する事務を分掌させる。

班	係	分 掌 事 務
管 理 班	管 理 係	(1) 庶務及び会計に関すること。 (2) 施設、物品等の使用管理に関すること。 (3) 保健衛生に関すること。 (4) 分校長の特命に関すること。
教 務 班	教 務 係	(1) 授業計画の作成及び実施に関すること。
	指 導 係	(1) 学生の指導に関すること。

(教職員)

第6条 分校に、分校長以下所要の教職員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

種 別	指 定
分 校 長	当該方面本部警務課長の職にある者
管 理 班 長	当該方面本部理事官の職にある者
教 務 班 長	当該方面本部警務課警務第二担当課長補佐の職にある者
教 官 ・ 助 教	当該方面本部の各課(室・隊)に勤務し、主として指導教養事務を分掌する係長又は主任の職にある者で、当該方面本部長が指命するもの
そ の 他 の 職 員	当該方面本部の警務課又は会計課に勤務する事務職員及び技術職員で、当該方面本部長が指命する者

2 前項に規定する教職員の指定は、教職員任命簿(別記様式)により行うものとする。

(報告)

第7条 分校長は、毎四半期を経過のつど、分校教養の実施概況等について北海道警察学校長(以下「道学校長」という。)及び当該方面本部長に報告するものとする。

(細目)

第8条 この訓令に定めるもののほか、分校の運用に関する必要な細目は、道学校長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和50年11月1日から施行する。

2 北海道警察の組織に関する訓令(昭和40年北海道警察本部訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 北海道警察の部署等の呼称及び表示様式等に関する訓令(昭和33年北海道警察本部訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式省略